

令和 7年 9月 22日

沖縄県

恩納村長

長浜 善巳

(公印省略)

令和7年10月31日(金) 必着
期日までに記入の上、提出・郵送をお願いします。



0040326687

調整給付金（不足額給付分）支給確認書

※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和7年10月31日（必着）までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。
審議の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法 口座振込

支給日 確認書を受理した日から30日以内

支給口座

支給額 10,000 円

※空欄の場合は、裏面で振込口座を指定してください。

(1) 調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①)	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	0 円	10,000 円	10,000 円
注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			令和7年の所要額 (④) (上記③を1万円単位に切上げ)
			1 万円
支給額	令和7年の 所要額 (④)	調整給付金 (当初給付分) 支給額 (令和6年)	調整給付金 (不足額給付分) 支給額
	1 万円	0 万円	1 万円
[注) 調整給付金 (当初給付分) の受給辞退があった 場合等は、「支給所要額」を記載しています。]			

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書など）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返償がない、関係書類が揃わない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄 (□) にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

【誓約事項・確認事項】

※該当する方のみ

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

☐ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。

※上記は令和5年所得について未申告の方のみ 該当する場合にチェック (レ) してください。

☐ 令和6年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税⇒課税）がありました。

※調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。

☐ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記入内容に 異議 ありません。

氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
----	-----	----------	---------

裏面も必ずご確認ください

氏名・確認日・連絡先電話番号を記入してください。